



子ども第1179号

平成28年7月19日

北海道保育協議会会長 様

北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課長

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する  
規則の施行について

日頃から、本道の教育・保育行政の推進につきまして、格別のご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が一部改正されたことに伴い、保育の担い手の裾野を広げ、保育士不足の解消を図るとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号）の一部を別添のとおり改正しましたのでお知らせします。

なお、運用等について、別添のとおり各総合振興局（振興局）に通知しています。

（ 子育て支援グループ ）

Tel 011-204-5236



子ども第1179号  
平成28年7月19日

各総合振興局（振興局）長 様

保健福祉部少子高齢化対策監

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する  
規則の施行について

国が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）が一部改正されたことに伴い、保育の担い手の裾野を広げ、保育士不足の解消を図るとともに、保育士の勤務環境の改善につなげるため、北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年北海道規則第20号。以下「規則」という。）の一部を別添のとおり改正しました。

つきましては、次の事項に留意の上、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に通知するとともに、保育所に対し周知するよう依頼願います。

記

## 1 改正の概要

北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第108号。以下「条例」という。）第47条第2項に規定する保育所における職員配置について、保育の需要に対して保育の受け皿が不足していることに鑑み、次の特例を設けることとした。

### (1) 児童が少数となる時間帯における保育士配置の特例（規則第13条第1項関係）

条例第47条第2項ただし書の規定により、最低2人の保育士配置としている基準について、年齢別で定める配置基準により算定される保育士が1人となる時間帯に限り、保育士1人に加えて、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる。

規則第13条第1項中「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第18号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく子育て支援員研修の「地域保育コース（地域型保育）」を修了した者

イ 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成27年5月21日付け雇児発0521第19号）の別添3「家庭的保育者等研修事業実施要綱」に基づく家庭的保育者

### (2) 幼稚園教諭及び小学校教諭並びに養護教諭の活用に係る特例（規則第13条第2項関係）

条例第47条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭（以下「幼稚園教諭等」という。）の普通免許状を有する者を、保育士とみ

なすことができる。ただし、保育士とみなす幼稚園教諭等に対しては、子育て支援員研修又は家庭的保育者等研修を原則1年以内に受講させることを要件とする。

幼稚園教諭等が保育することができる児童の年齢については、専門性を十分に発揮するという観点から、幼稚園教諭については3歳以上の幼児、小学校教諭については5歳児を中心に保育することが望ましい。

(3) 加配人員における人員配置の特例（規則第13条第3項関係）

1日につき8時間を超えて開所している保育所において、利用定員の総数に応じて必要となる保育士に加えて保育士を確保しなければならない場合にあっては、条例第47条第2項に規定する保育士の数の算定について、追加的に確保しなければならない保育士の数の範囲内で、知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、保育士とみなすことができる。

規則第13条第3項中「知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者」の要件については、同条第1項において保育士に加えて配置する者の要件と同様とする。なお、保育所の長は特例の実施により配置する者に、保育士資格の取得を促すこと。

また、同条第3項中「保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数」とは、保育所の認可の基準として算定される保育士の数とする。

さらに、保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則として保育所の長が定めるものであるが、8時間を超えて開所する保育所では、各時間帯における必要保育士を配置するためには、「利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数」に追加して保育士を確保する必要がある。同項中「開所時間を通じて必要となる保育士の総数」とは、このような場合における1日に配置しなければならない保育士の総数とする。

(4) (2) 及び (3) の特例を実施する場合における保育士の必要数（規則第13条第4項関係）

(2) 及び (3) の特例を実施する場合であっても、保育士資格を有する者を、各時間帯において必要となる保育士の数の3分の2以上置かなければならない。

(5) 各特例に係る届出について（規則第13条第5項関係）

特例を実施しようとする保育所の設置者は、実施しようとする2週間前までに「保育士配置に係る特例に関する事前協議書（別記第1号様式）」により事前に協議を行い、実施後は、10日以内に「保育士配置に係る特例に関する届出書（別記第2号様式）」により、総合振興局（振興局）に届け出なければならない。

(6) 各特例の対象となる保育所の要件（規則第13条第6項関係）

過去3年間の指導監査において、知事から勧告及び改善命令並びに事業停止命令を受けている保育所については、特例の適用を認めないこととする。

また、特例は、知事が別に定める地域に所在する保育所にのみ適用することとし、「知事が別に定める地域」とは、届出のあった日の直近の公表において、待機児童並びに希望する

保育所等に空きがないなどの理由による潜在的な待機児童（以下「待機児童等」という。）が発生している市町村とする。

なお、待機児童等の発生状況については、道が別途、四半期毎に調査した上で、ホームページにおける公開により公表することとし、適用期限は、待機児童等の数が0となった後、1年間とする。

(7) 当分の間について（規則第13条第1項、第2項、第3項関係）

規則第13条第1項から第3項までの各項に定める「当分の間」については、道の第三期子ども未来づくり計画が終了する平成31年度を目途に、この間の保育サービスの利用や保育所等の整備などの進捗状況を踏まえ、その後のあり方を検討する。

2 特例実施に係る留意事項

(1) 保育士確保に向けた取組の一層の強化について

保育所における保育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培うものであり、専門的知識と技術を有する保育士が行うことが基本である。そのため、各特例を実施する保育所は、保育士が専門的業務に専念することができるよう、保育に直接的影響を及ぼさない事務的作業等は保育士以外の者が行うなど、業務負担の見直しを行うとともに、当該保育所及び市町村においても、保育士の確保対策の一層の強化に取り組むこと。

(2) 各特例により保育士以外の者を保育士とみなす場合の公定価格上の取扱いについて

各特例を適用する場合の公定価格の算定に当たっては、保育士以外の者を保育士とみなして必要な算定を行うこととしており、保育士以外の者を保育士とみなす場合であっても、可能な限り、1人を超えた配置や保育士の処遇改善に配慮すること。

(3) 各特例の適用状況の確認について

届出受理後における各特例の適用状況については、定期の指導監査により確認を行うこととする。

3 施行期日

公布の日（平成28年7月19日）から施行する。

子ども未来推進局子ども子育て支援課  
子育て支援グループ  
TEL 6-210-25-769